

# 九州大学附属図書館筑紫図書館利用規程

制 定：平成15年10月1日

最終改正：令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学附属図書館運営規則(平成16年度九大規則第141号)第14条の規定に基づき、九州大学附属図書館筑紫図書館(以下「筑紫図書館」という。)の利用について必要な事項を定める。

(図書館資料の区分)

第2条 筑紫図書館に備えつける図書館資料(以下「図書」という。)を次のとおり分ける。

- 1 貴重図書
- 2 特殊図書
- 3 辞書及び参考図書
- 4 学生専用図書
- 5 一般図書
- 6 雑誌
- 7 視聴覚資料
- 8 その他

(利用)

第3条 筑紫図書館を利用することができる者は、次のとおりとする。

- 1 本学の学生
  - 2 本学の教職員
  - 3 本学の学生及び教職員に準ずるもの
  - 4 本学の名誉教授
- 2 前項の規定にかかわらず次に掲げる者は、筑紫図書館所蔵資料(以下「図書」という。)の閲覧を目的とする場合、申し出により筑紫図書館を利用することができる。
- 1 本学の卒業生
  - 2 本学の旧教職員
  - 3 他大学の教職員及び学生
  - 4 その他一般利用者

第4条 筑紫図書館を利用しようとする者は、所定の様式の利用者票発行願を提出し、利用者票の交付を受けるものとする。

2 第3条第1項第1号に規定する者は、学生証をもって利用者票とすることができる。

第5条 図書を利用者の閲覧に供するため、図書の目録及びこの規程を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

(閲覧)

第6条 図書の閲覧は所定の場所で行わなければならない。

第7条 次の各号に掲げる場合には閲覧を制限することができる。

1 図書に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。)第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる場合における、当該情報が記録されている部分

2 図書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第2条第7項第4号に規定する法人その他の団体又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合における当該期間が経過するまでの間

3 図書の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は図書が現に使用されている場合

第8条 貴重図書及び特殊図書を閲覧しようとする者は、所定の願書を筑紫図書館長に提出しなければならない。

第9条 閲覧が終わった図書は、直ちに指定の場所に戻さなければならない。

(帯出)

第10条 図書(貴重図書、特殊図書及び参考図書等は除く。)を帯出することができる者は、次のとおりとする。

- 1 本学の学生
- 2 本学の教職員
- 3 本学の学生及び教職員に準ずるもの
- 4 本学の名誉教授

第11条 図書を帯出しようとする者は、図書館利用者票の交付を受けなければならない。

2 前項の利用者票により第10条第1項第1号と第2号に規定する者は図書10冊以内を、それ以外の者は図書5冊以内を帯出することができるものとする。

3 筑紫図書館長が特に必要と認めた者は、前項の冊数以上の図書を帯出することができるものとする。

4 帯出することができる期間は、図書については2週間、雑誌は2日間とする。

ただし、本学の学生について、夏季及び冬季の休業期間における図書の帯出期間は別に定める。

5 外国雑誌は到着後30日間は、帯出することができない。

6 筑紫図書館長は、筑紫地区各部局から図書の長期帯出の申出があった場合は、これを許可することができる。

第12条 帯出した図書の返却が遅延したときは、帯出を制限又は禁止する場合がある。

第13条 帯出した図書は、他人に転貸してはならない。

第14条 図書を帯出した者がその身分を失ったときは、直ちに帯出中の図書を返却しなければならない。

(予約)

第15条 帯出中の図書の返却後の閲覧又は帯出については、予約をすることができる。

(更新)

第16条 図書を帯出した者は、閲覧又は帯出の予約がない限り、申出によりその帯出を2回まで更新することができる。

(複写)

第17条 図書の複写を希望する者は、所定の手続きにより複写を依頼することができる。

(参考調査)

第18条 教育研究のため、文献に関する調査質問等を希望する者は、所定の手続きにより回答を求めることができる。

2 前項の回答を求められた場合において、特に経費又は時間を要し、他の業務に支障をきたすおそれがある調査等については、回答を行わないことがある。

(視聴覚資料)

第19条 視聴覚資料の利用は、館内の所定の場所で行わなければならない。

(館内規律)

第20条 筑紫図書館を利用する者は、館内の規律に従わなければならない。

(利用の制限)

第21条 試験期間中において閲覧室等が非常に混雑している場合等、本学の学習、教育、研究に支障をきたすおそれがある場合においては、筑紫図書館長は、図書の閲覧利用を制限することができる。

(個人情報の漏えい防止)

第22条 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第5項第3号に該当する図書に記録されている個人情報（公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第4条第5号に規定する個人情報をいう。）については、九州大学個人情報管理規程（平成16年度九大規程第160号）の規定に準じて、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(開館時間及び休館日)

第23条 開館時間及び休館日は次のとおりとする。ただし、筑紫図書館長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

1 開館時間

平日 9時から20時まで

土曜日 10時から18時まで

2 休館日

休日（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日）

8月中旬の一定期間（図書点検、館内消毒等）

年末・年始

附 則

1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

2 九州大学附属図書館筑紫分館利用内規（平成13年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。